

対象	該当箇所	意見
電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）	<p>第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認</p> <p>第6章 NTT ドコモにおける組織再編に係る検証結果</p> <p>第1節 NTT ドコモにおける組織再編に係る検証結果</p> <p>3 本合併に係る公正競争への影響に対する考え方</p>	<p>電気通信市場検証会議（第37回）における当協会MVNO委員会からの意見等を踏まえ、NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTTドコモ新プランの接続料等と利用者料金の関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNOに対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行うとの考えをお示しいただいたことに感謝申し上げますとともに、その考え方に賛同いたします。</p> <p>なお、MVNOのMNOグループ化が進展しているなか、二種指定事業者におけるグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、移动通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要であると考えます。この点、2020年以降、MNOが別会社であったサブブランドやグループ内MVNOを吸収する動きが見られ、またMNO本体がMVNOと競合する廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっている状況を踏まえると、MNOやグループ内MVNOと独立系MVNOとの同等性（イコールフットィング）の確保はこれまで以上に重要となっております。</p> <p>引き続きMNOがMVNOに対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNOグループ以外のMVNOが公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべきであると考えております。</p> <p>この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、本検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。</p>
電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）（案）	<p>3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握</p> <p>（2）電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点</p> <p>② 市場支配的な電気通信事業者に対する確認</p>	

以上